

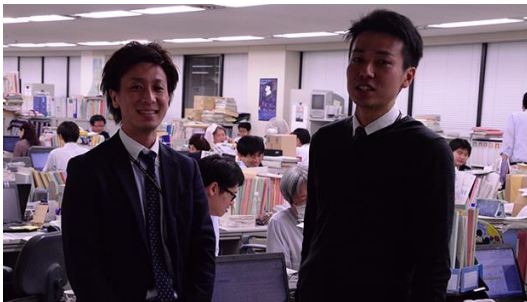


大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2958 号 2016.4.12 発行

厚生労働省が障害福祉現場から若手を採用 任期終えた 1 期生に聞いてみた



福祉新聞 2016 年 04 月 12 日 福祉新聞編集部 呉屋さん(左)と大城さん

厚生労働省が民間の障害福祉現場で働く若手職員を障害担当の部署に受け入れる「調査専門員」の 1 期生が、3 月末で 2 年の任期を終えた。現場と政策をつなぐ人材を育てようとして開始。政策立案の過程を間近で見て、感じたことを聞いた。

待遇は職員と同じ

障害保健福祉部の職員は現在、約 150 人。このうち 2 割を自治体からの出向者や、有期雇用の期間業務職員などが占める。調査専門員は、政策立案にも携わる期間業務職員という位置付けだという。仕事内容や待遇は省内の同年代職員と同様で、深夜残業もある。

初年度は 4 人が採用された。障害福祉分野の人材育成という目的がある一方、厚生労働省にも現場感覚を持つ狙いがある。田中佐智子・同部障害福祉課長は「制度を運用する際の実情を聞くこともあり、即戦力として期待していた。結果、お互いに学べるものがあった」と評価する。

社会福祉士資格者

話を聞いたのは、障害福祉課に在籍した呉屋(ごや) 正太さん(29)と大城篤志さん(28)。いずれも沖縄の大学で社会福祉を学び、社会福祉士の資格を持つ。呉屋さんは、社会福祉法人海邦福祉会で相談支援専門員として勤務し、大城さんは(株)アソシアで障害者の就労移行支援をしてきた。

厚生労働省での 2 年間について、2 人は「政策立案の過程を間近で見られたのは貴重だった」と口にする。

大城さんは想像以上に厚生労働省へ障害者団体から意見が寄せられていたことに驚いたという。陳情の場に同席することもあった。「政治や行政、事業者などによるバランスのもと、政策は成り立っていた。新たな財源が必要になると調整が複雑で難しい」と指摘する。

2014 年度は報酬改定の議論もあった。呉屋さんは「省内では皆、悩みながらも熱い議論を交わしていた。もっと役所は淡々と業務を進めるものだと思っていた」と振り返った。

国会待機も経験

2 人にとって印象に残った仕事は何か。

呉屋さんは 15 年秋、障害者が作った野菜などを販売する「農福連携マルシェ」を挙げた。「農業の人手不足と障害者の工賃アップを狙う事業で、農福連携が全国に広がる機運を感じた」と語る。

大城さんは、霞が関独特の用語や文化が思い出深いという。「最初は、政策などを図表で分かりやすくした『ポンチ絵』の意味も分からなかった。国会議員からの質問を待つ『国

会待機』で終電ぎりぎりまで働いたのもいい思い出です」。

沖縄での今後は

2人は4月から、沖縄県内で障害者支援の現場に戻った。

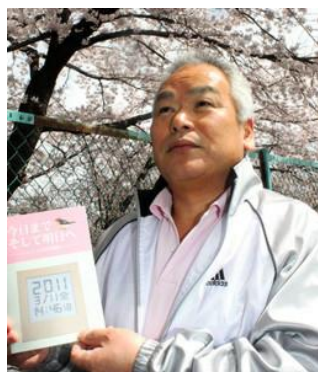
呉屋さんは改めて、制度は現場がつくるものだとの思いが湧いてきたという。「ソーシャルワーカー（SW）として、必要な支援を現場から提案していきたい。世の中に発信することは意味がある」と強調する。

大城さんも同様だ。「障害があっても、もっと働ける社会になるよう、法定雇用率や職場への定着支援の重要性について訴えていきたい」と話す。

厚労省での経験によって、2人は改めてソーシャルワーカーとしての自覚を持ったようだ。厚労省では16年度から、新たに専門調査員として2人を採用している。

知的障害者施設「光洋愛成園」 27日に福島へ帰還 東京新聞 2016年4月12日

光洋愛成園施設長の寺島さん＝高崎市で



高崎の観音山丘陵がソメイヨシノで薄紅色に染まった二〇一一年春。知的障害者支援施設「光洋愛成園」の避難生活は、福島県富岡町から約三百キロ離れた高崎市内で始まった。東京電力福島第一原発事故後、六度目の春を迎えた今月、同県広野町で再出発する。（大沢令）

「原発が危ない。急いで避難してください」。五年前の三月十二日。福島第一原発の南約十キロで施設を運営する社会福祉法人「友愛会」は消防団員から逃げるよう促された。それが長い避難生活の始まりだった。

利用者六十六人と職員十五人はマイクロバス二台とワゴン車五台で施設を出発。同県三春町での避難をへて約一カ月後、高崎市内の国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」にたどり着いた。

避難生活を送りながらも翌年には、福島帰還に向けてロードマップを作成したが、元の施設に戻ることは難しいと判断し、同じ双葉郡内の広野町に土地を確保。新施設の建設を進めていた。

同じ「富岡」つながりで、世界文化遺産の富岡製糸場（富岡市）とのつながりも生まれた。富岡町で取り組んでいた桜染めを製糸場の桜の葉で再開し、絹のハンカチを製糸場売店で販売している。福島に移転後も、縁を大切に交流を育んでいくという。

震災を風化させてはならないと二年前、小冊子「今日まで そして明日へー3・11と光洋愛成園」をまとめた。あとがきは、こう締めくくられている。

「福島での再スタートの日は、決して夢ではないのです。そうです。いつの日か必ず、みんなで福島へ帰ろう。愛する福島へ！」

待ちわびた帰還がかなう日は目前。二十七日、温かく迎え入れたのぞみの園に別れを告げ、広野町に旅立つ。

◆避難生活 振り返って 施設長の寺島利文さん

避難してきた時も、桜が咲いていたことを覚えています。でも、その時は無我夢中でそれどころではなかったですね。

まさか原発事故で避難するとは思いませんでした。それまで事故という事故はなかったし、長い間、安全だと思い込んでいました。「原発が危ない」と言われても、夕方には帰れるだろうとしか思いませんでした。

こちらに着いたその日にお風呂や食事をいただきました。利用者もそうですが、職員も被災者です。職員にまで住居を手配していただきました。本当に感謝しています。

富岡町の施設は、居住制限区域なので帰れません。利用者には「いつ帰るの」と聞かれましたが、「そのうち」と答えるしかありませんでした。地元に近い広野町に新たに施設を

造りました。避難指示は解除されていますが、町民はあまり戻っていません。

幼い子がいる若い職員には帰らない人もいますが、法人全体の利用者68人と職員37人で再スタートを切れそうです。ただ、帰還はゴールではありません。利用者にこの先も豊かな生活を提供する義務があります。

東京電力は許せないけど、同時進行で次のことも考えていかないといけない。後ろ向きではだめです。前に進まないと。

忘れないで、というだけでは人まかせです。経験しないと分からないこともあります。それを発信し、語り継いでいくつもりです。

寒い冬の後には必ず、暖かい春がくる。そう信じています。

つくばエクスプレスが近未来へ一歩 ロボットの介助で楽々安全に乗り降り

産経新聞 2016年4月12日

つくばエクスプレスから下車するモビリティロボット



茨城県つくば市は、つくばエクスプレス（TX）を運営する首都圏新都市鉄道の協力で、搭乗型移

動支援ロボット（モビリティロボット）が介助する乗車実験を開始した。近未来の交通体系の実現へ、安全性や障害者らの移動手段としての有効性を検証する。

（水戸支局 海老原由紀、写真も）

実験では、行きたい方向に重心を傾けると移動できる立ち乗り型電動二輪車「セグウェイ」のほか、セグウェイの技術を取り入れた車椅子型モビリティ「Genny（ジェニー）2・0」を使用する。

3月末日に行われた最初の実験では、車椅子を止めるスペースがある車両を乗り降りし、TX研究学園ーつくば駅間を往復した。

セグウェイは、手で押しながらスムーズに移動することができた。ジェニーは車椅子が乗り込む際に使う渡り板を使わずに、乗り降りすることができた。

ジェニーで公道の走行実験をしているセグウェイジャパン（横浜市）の秋元大マーケティング部部長（43）は「心配なく乗り降りできた。揺れは大きかったが、今後、実験を繰り返してどのように乗ればよいのかも検証していきたい」と語った。市原健一市長は「鉄道にモビリティロボットが乗車できることは大きなステップアップだ」と強調した。

つくば市は平成28年度は、みどりのーつくば駅間で実験し、以降は全区間（秋葉原ーつくば駅）に拡大する計画だ。順調に進めば、実験に使うモビリティロボットの種類も増やし、秋頃には、市民を対象にモニターを募集する予定。

モビリティロボットは今後、低炭素社会の実現や、高齢化社会での課題解決に向け、ニーズが高まることが予想される。つくば市は23年に、国からモビリティロボット実験特区に認定されている。

飲食業「庄屋」食材で協力 長崎国際大の「子ども食堂」

西日本新聞 2016年04月12日

長崎国際大（佐世保市）が4月下旬に始める「子ども食堂」に、レストラン庄屋などを展開するフードプラス・ホールディングス（同市卸本町）が食材提供などで協力することになった。佐世保市江迎町出身の中村信機社長は「地域が子どもを見守り、育てるのは当

然のこと。喜んで取り組みに協力をしたい」と話している。

子ども食堂の取り組みを進める同大社会福祉学科の大西良講師（37）ら大学関係者と中村社長が8日に打ち合わせを行い、食材提供のほか、食事作りを支援する調理師を派遣することになった。中村社長は「参加する子どもには食本来のおいしさ、食を通じての楽しみも味わってもらいたい。食材と人材が役立てばうれしい」と述べた。

同大の子ども食堂は2カ月に1回、大学構内に児童養護施設などに通う子どもたちを招いて開く計画。大西講師は「地元企業の協力は本当に心強い。子どもには食だけでなく、夢を届けられるような支援をしていきたい」と意欲をみせた。

同社はレストランやイタリア料理店、天ぷら専門店などを運営する庄屋フードシステムなど関連3社を再編して4月に発足した持ち株会社。傘下に九州・山口を中心に計120店舗以上の飲食店、ホテルなどがあり、2016年3月期の売上高は約107億円。

「ワークセンターあんしん」移転 十日町 障害者の自立後押し



新潟日報 2016年4月11日
移転先の新しい施設で作業をする「ワークセンターあんしん」の通所者＝十日町市稲荷町4

十日町市の障害福祉サービス事業所「ワークセンターあんしん」が同市稲荷町4に移転し4月に操業を始めた。主力のトイレットペーパー事業では販売先が全国に広がっており、障害者の自立を目指しさらなる発展が期待されている。

同事業所は、NPO法人「支援センターあんしん」が小規模作業所として2002年に同市高田町3でスタート。翌年にトイレットペーパーの製造を始めた。しかし、04年の中越地震で被災。一時は再開も危ぶまれる状態だったが、被災を知った全国からの支援で改修が実現し、生産能力も大幅にアップした。

近年は、企業からの受注が多くなり生産力の増強が望まれていたほか、築60年以上が経過して耐震上の問題もあったため、旧キノコ工場を改築し移転することになった。

新事業所は、2階建てで床面積は約720平方メートル。作業スペースが広くなり、今までの倍以上の生産が可能という。また、新たにショップも併設し、アクセサリやストラップなど事業所で作られている製品が販売されている。

トイレットペーパーを主力としたのは、日常の生活で使ってもらえるものを作ろうと考えたため。当初は通所者も少なく年間数万個からのスタートだったが、企業の購入が増え15年度には約90万個を製造するまでになった。販売先も青森県から九州まで全国に広がる。通所者も58人に増えた。

好評なのは、包装紙をこいのぼりなど季節に応じたデザインにしたり、通所者手描きのかわいらしいイラストを施したりしたカラフルな製品。プレゼントや記念品などに使われており、売り上げの3割を占めている。

現在の平均工賃は、雇用契約を結ばない就労継続支援事業B型としては県平均を上回る約2万4千円だが、障害者が自立するためには障害者年金プラス4万円ほどが必要と考え、それを目標としている。そのために年間生産量200万個を目指す。

支援センターあんしんの樋口功会長は「最終目標は地域で自立すること。そのためには賃金を上げなければならない。地域で安心して暮らせるような仕組みに変えていくため、その出発点としたい」と話した。

認知症患者に抗精神病薬 副作用説明し同意は3割 NHK ニュース 2016年4月12日

幻覚などの症状が現れた認知症の高齢者に投与される「抗精神病薬」について患者や家族に副作用を説明し同意を得ている医師はおよそ30%にとどまっていることが厚生労働省の研究班の調査で分かりました。

BPSDと呼ばれる認知症に伴う幻覚や妄想などの症状が出た場合症状を安定させるため抗精神病薬が投与されるケースが少なくありません。しかし、死亡率が高まったり重い副作用が出たりする危険性が指摘されているため厚生労働省の研究班はガイドラインを見直し、基本的には抗精神病薬を使用しないことや使用する際は患者や家族から同意を得るよう求めています。

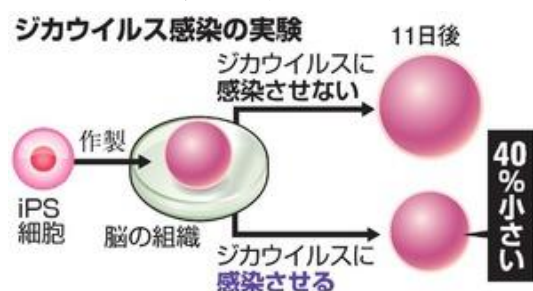


厚生労働省の研究班は去年12月、抗精神病薬の使用の実態について調べるため、地域で認知症の診療に携わっている全国のかかりつけ医およそ500人を対象にアンケート調査を行いました。その結果、およそ半数の医師がBPSDを抑えるため抗精神病薬を使っていたが、患者や家族に副作用を説明し同意を得ている医師はこのうちの28%にとどまっていることが分かりました。

調査を行った厚生労働省研究班の代表で順天堂大学の新井平伊教授は「3割の医師しか患者や家族から同意を得ていないのは問題だ。リスクとベネフィットを判断し同意を得たうえで治療に当たることが必要だ」と話しています。

ジカ感染の脳、40%縮小 ブラジルの研究グループ実験 南宏美

朝日新聞 2016年4月11日



中南米で流行するジカウイルスの感染が脳組織の成長を妨げることを、ブラジルの研究グループがiPS細胞を使った実験で確かめた。

ブラジルでは、ジカウイルスに感染した妊婦から、脳の発育不全で頭が極端に小さい小頭症の子が生まれるケースが多数報告されている。研究グループは「ジカウイルス感染と小頭症の増加の関連をより強める結果」としている。

米科学誌サイエンス（電子版）に11日発表された論文によると、研究グループは、ヒトのiPS細胞から脳の組織を作り、ジカウイルスに感染させ、成長にどのような影響が出るかを調べた。ウイルス感染から11日後では、感染させなかった脳の組織に比べて大きさが40%小さかった。

社説：子どもの医療費減免に基準を

日本経済新聞 2016年4月12日

子どもにかかる医療費を自治体が独自に減免する例が一般的になっている。国は無料化などを実施すると必要以上に医療費がかさむとして、医療費を減免する自治体にペナルティーを科していたが、少子化対策の観点から、この措置を縮小する方向で見直す方針だ。

安心して子どもを産み、育てられるような環境をつくることは大切だ。子どもの医療費負担に苦しむ世帯への適切な補助はあってしかるべきだ。

しかし、政策の見直しによって負担能力のある世帯まで含め一律に幅広く無料にするような形が広がるのは望ましくない。本当は必要がない受診まで誘発して医療費が膨らむだけでなく、医療現場が混雑したり、疲弊したりして、必要なときに十分な医療が受けられなくなる恐れもあるからだ。

ペナルティー制度の見直しはこれらの懸念を踏まえ、慎重に検討を進めてほしい。

現在、公的医療保険制度で医療費の患者負担割合は、小学校入学前までは2割、入学後は3割と定められている。ただ、すべての自治体が子どもについての負担をなんらかの形で規定より引き下げている。

無料とする自治体も珍しくなく、親の所得による制限を設けない例も多い。対象も乳幼児のみならず、高校生まで幅広く含めるところもある。

国は患者負担を軽減した自治体の医療費は増えるとの前提で、その自治体が運営する国民健康保険に対する国庫負担の一部を減らしてきた。国費を公平に配分するには必要な措置という考えだ。

この考え自体は間違っていない。今後も自治体が無料化競争に走るようなことがないよう、減免には所得による制限を設けるなど一定の基準が必要ではないだろうか。

同時に、子どもの健康状態について気軽に相談できる電話窓口の普及なども進め、保護者の不安や知識不足による過剰な受診も減らしていきたい。

社説：パナマ文書 国際的な監視で課税逃れを防げ 愛媛新聞 2016年04月12日

中米パナマから流出したタックスヘイブン（租税回避地）に関する内部文書「パナマ文書」が波紋を広げている。世界各国の指導者や周辺人物の課税逃れ疑惑が浮上、アイスランドの首相が辞任に追い込まれたほか、英国のキャメロン首相も窮地に立たされている。

習近平中国国家主席の義兄やプーチンロシア大統領の友人の名前もあった。日本人や日本在住者も約400人いる。政治家絡みの取引が今後、露見する可能性がある。国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）による調査の進展を待ちたい。

彼らの取引が合法だったとしても、範を示すべきリーダーが税負担を逃れていたのなら、道義的な責任は免れない。緊縮財政の下、増税や福祉削減で負担を強いられている国民が怒るのは当然だ。租税回避地は脱税や資金洗浄、テロ・犯罪資金の秘匿にも使われているとされる。国際社会が一致協力して監視体制を強め、こうした不正行為を防がねばならない。

フランスやドイツなどの司法当局は、自国関係者の違法行為の有無について捜査を始めた。ところが、菅義偉官房長官は日本政府が捜査に乗り出すことは「考えていない」と否定した。消極的な姿勢に失望を禁じ得ない。疑惑が存在する以上、捜査を尽くすべきだ。

租税回避地は格差の拡大に拍車を掛けている。貧困問題に取り組む国際NGOオックスファムは2015年時点で、租税回避地に富裕層の個人資産が約890兆円あり、本来各国政府が受け取るべき税金22兆円余りが支払われていないと推定する。

大規模な多国籍企業や少数の最富裕層が経済力を背景に政治へ働き掛け、金融緩和や高所得層への低課税などの政策を導入させているとも指摘。格差が不公平な政策を許し、それがさらなる格差を生む構図になっている。この悪循環を断ち切らなければならない。

課税逃れを防ぐ国際的な取り組みはすでに存在する。経済協力開発機構（OECD）の加盟国が昨年、多国籍企業による取引を監視する国際ルールを策定した。日本を含む約100カ国が、富裕層らの口座情報を定期的に交換する仕組みを今後導入することで合意している。確実に実行に移し、自国内での適正な課税につなげてもらいたい。

パナマのバレラ大統領は実態調査に乗り出し、国内の金融システムや法律の透明性を見直すと述べた。こうした租税回避地の国や地域から全面的な協力を得ることも極めて重要だ。13日にはOECD加盟国会議、14日にも主要20カ国・地域（G20）財務相・中央銀行総裁会議が開かれる。効果的な対策を打ち出してほしい。

パナマ文書は「史上最大規模の流出」とされるものの、まだ「氷山の一角」にすぎない。これを機に、世界各国が租税回避地に絡む疑惑の解明を一步ずつでも進めるべきだ。

7000万円の成年後見制度利用促進法

2016年4月10日

佐藤彰一 全国権利擁護支援ネットワーク代表、国学院大学教授、弁護士

2016年4月8日の衆議院本会議で成年後見制度利用促進法が成立した。もう数年前から公明党が素案を作り、専門職団体や成年後見制度の利用促進を提唱する障害者の親の会など関係各方面に投げかけていたもので、条文そのものは一般市民にはまったく公表されていなかったが、国会に提案されてからはスピード審理で、一部野党の反対はあったものの賛成多数で成立した。

新法のメディアによる紹介

マスメディアが紹介する新法の中身はほぼ同じような説明になっている。下記に朝日の記事を抜粋しておこう。

<http://digital.asahi.com/articles/ASJ4856JCJ48UTFL00C.html?rm=396>

蔭西晴子記者署名 2016年4月8日19時49分

認知症や精神障害などで判断力が不十分な人の財産管理などを行う成年後見制度の利用促進を図る議員立法が8日の衆院本会議で、自民、公明、民進など各党の賛成多数で可決し、成立した。認知症の高齢者の増加を見据え、後見人のなり手を増やすことが柱。5月上旬までに施行される。

ほかに後見人の権限を拡大する民法などの改正法が、6日の参院本会議で可決して成立。公布から半年たった後に施行される。一方、精神障害者団体などから自分で決める権利が侵害されかねないという懸念が出たことを踏まえ、参院内閣委員会は必要な措置を求める付帯決議を可決した。

ここにある民法改正案は、利用促進法とセットで自民党が素案を作って成立を目指していたもので、郵便物の管理事務や死後の葬儀手配などの事務手続などの面で現在の成年後見制度が有している欠陥を解消するものである。成立にはほぼ異論をみない。促進法と言う場合、この法案も含めて説明される場合もあるが、野党が反対したり議論になったものは、公明党案である。その中身については、次のように報道は要約している。

8日に成立した新法は市民から後見人を育成して活用を図ると明記。政府に必要な法整備や財政上の手当てを速やかに講じるよう義務づけた。首相がトップの利用促進会議を内閣府に新設して後見人による横領といった不正防止策などを議論し、3年以内に必要な法整備をすることも定めた。

この法案についての私の意見や日本の成年後見が抱える課題については、すでに Yahoo のこの場を借りて書いているし、紙媒体の文献においても公表している。詳しくは、そちらを参照していただくことにして、ここでは繰り返さない。

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/satoshoichi/20150907-00049247/>

<http://bylines.news.yahoo.co.jp/satoshoichi/20151013-00050382/>

佐藤彰一「日本の成年後見制度の現状と変革の方向--意思決定支援へのパラダイム転換に向けて--」

草野芳郎・岡孝編「高齢者支援の新たな枠組みを求めて」白峰社（2016）所収 pp255-278

新法の問題点

ここであらためて、この法律を取り上げるのは、メディアが明確に説明しない（説明できていない）いくつかの点を指摘しておきたいからである。

1 条文の場所

まずは法律の条文のありかを示しておこう。これらの法律案は、参院で附帯決議がついてはいるが、ほぼそのままの形で成立している。

●衆法 第190回国会 20 成年後見制度の利用の促進に関する法律案

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g19001020.htm

●衆法 第190回国会 21 成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19001021.ht

m

2 制度の充実、空手形か

この法律の条文を国民の何人の方が実際に読んでいるのか、よくわからないが、上記法案の末尾に次のような記載がある。「本案施行に要する経費としては、約七千万円の見込みである」。家裁の人員や行政機関の職員の配置を充実させることが条文の中に記載されているが、それが7000万円の予算でできるとは到底思えない。ということは、これらの充実が条文には記載されているものの、実際に実現することを「すくなくとも」法律が成立したいまの段階で予定していない、とみるべきである。

3 成年後見制度利用促進委員会は、どんな会議か

上記のような予算の規模をみると実施的な議論は、すべてこの法律で設置が決まった成年後見制度利用促進委員会の議論に委ねられていると思われる。ところが、この委員会は、スタート時は首相直轄で内閣府に置かれるものの、附則3条の規定が「2年以内に政令で定める日から施行」されると、厚労省所管の専門家会議に移行する。つまり時間が限定的なのである。時間のメリハリを効かせない間延びした会議もどうかと思うが、取り扱う話題は、非常に重い課題だ。それを短時間で議論できるのだろうか。その間に、障害者権利条約に関わって国連の委員会から厳しい勧告がでることも予想される。

4 司法制度であることを意識していない。

この法案で一番わからないのは、成年後見制度の改革は、司法制度の改革であることが意識されていないことである。制限的行為能力の概念は、日本の民法制度の中心的概念である。現在の成年後見制度の抱える課題を整理しようとすれば、ここにメスを入れなければならないことは法律家であれば誰でもわかることである。訴訟法上は行為無能力の概念が未だに通用しており、司法制度の中で障害者や高齢者の手続権は、確保されていない。

そして、成年後見制度の実施主体は、家庭裁判所であり、その手続を規律するものは、家事事件手続法である。裁判所の見解では、家事事件手続法には憲法上の「裁判を受ける権利」保障の適用がなく、もともと職権的で裁量的な要素が強いが、そのことを横に置いたとしても、今回の法案が予定している市民後見人の活用などは、裁判所が選任して初めて成り立つ話題である。選任にあたっての審理をどうするのか、監督をどうするのか、報酬をどうするのか、これらはすべて手続法の領域の問題である。

つまり、裁判所の審理のための手続法（家事事件手続法）、適用すべき民法その他の実体法、その両面に渡る改革が必須であって、成年後見制度に関わる司法制度の改革は、単に人員を増やしたからどうにかなるという簡単な問題ではない。

促進よりも改革が先だろう。

これらの問題を、今回成立した法律は十分に意識しているかと言えば、予算措置や会議体の設計の仕方からみて答えは明らかである。沢山の専門家が関わって作られた法律であるから、これらの課題を知らないはずはない。つまりは、改革ができないことをわかった上で、利用の促進を打ち出したとしか思えないところがある。障害者権利条約12条との整合性の問題ももちろんあるが、それよりもなによりも、できないことや、やるつもりもないことを、できるかのように言って国民に説明するのはアンフェアだ。この法律は、内容も議論の進め方もアンフェアだと思うのであるが、どうであろうか。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行